

『二宮公卿夜話』

令和二年十一月十三日(水)第九回 改定稿

人の巻(報徳の仕法)

第十篇 一因融合の報徳修練

二五〇 p323 女大学は女子の教訓

・貝原益軒(630-1724)江戸時代の儒学者
最初、陽明学を学んだ。後に朱子学を学んで、儒学を
実践的の立場をたてた。著『慎思録』(女大学講義)
『益軒十訓』(女学)がある。(婦女子の戒め(一九三六))

二五一 p324 報恩は徳いと叶える道

は「孝経」すして世の中は、恩に報いなければならぬ

二五二 p325 形式の報恩と古き人の報恩心

旧来の報恩のため、冥加人足と唱えて無償で手伝う。

うわやの報恩 ↓ せほふれ持はば厚い気持で応じる。

二五三 p326 刻も経験して神持にあらる

「云々誠神のこころ」(中庸)

二五四 p327 言行は常に自ら実であら

叶、る向、遇而不改、是謂過矣。(衛靈公第十五、二九)

二五五 p328 内に美ち小い外にあらわゆる。一、天覆自ら也である

二五六 p329 きすすあなけ小は人の徳はあら

大学「此中、誠あなけ外に形あると謂ふ。」
故に君子は必ず其の獨を悔むなり。」(九)

二五七 p.330 官位にあつては謙讓を尽せ

・朱子「職にある者が、尊助のやうな才と同じことをして、
長くお泰を保てるわけが、ない。」

二五八 p331 礼法は人間世界の助道

二五九 p331 交際の道は基督の道にならえ

二六〇 p332 人の長短を友とせよ

(訂正) 論語(子罕篇) ↓ (子罕篇第二)

「無友不如己者。」

二六一 p333 無我の一心決定

・ 刹休の語

「冥熱の地獄に通う茶柄杓も 心づけば 苦しきもなし」

← 「茶柄杓の様にも心を定めれば 湯水の中も 甘くみぢりし

人は天命をもちまゝして天命に安んじ 我を去らうて

一心決まると、動かさぬと尊ぶ。

二六二 p.334 知者の言と仁者の言

二六三 p335 危急の事とをなげうつ

二六四 p335 うそはまことに対抗できない

二六五 p336 まことの徳

孤 草を免 水辺にはまゐる。 かしこを編むるに用ひる

二六六 p336 不動心を尊ぶ

○ 床のあまの不動心の像を掛りて 習ふべし

・ 不動尊は、新めぢりし尊

二六七 p.337 理論と実践は同じである

。 正論論争が上手なりでは無意味

(例) 倫理的せよ ↓ 目的を ほうまらさむておく

。 論語 春伯第ハニ 「子自焉吾無間然矣。非飲食

而致孝乎鬼神、非衣服、而致美乎黻冕、

卑宮室、而盡力乎溝洫、禹吾無間然矣。」

二六八 p338 其の究極は道に通ずる

。大神樂の聖物の獻其 ↓ 聖人の道に通ずる
。舞をよもうとせりか、何で國家の用なきものか!

二六九 p.339 世場中第一確かな者

。下館藩の高本権兵衛の投票のたふ不

報徳信友満の結社の及信友初めの世利息全貸付投票

二七〇 p340 巧みなる政課と看破せよ

。以節義の正しんも思あす知らず不義に陥る。

。此國の民の法に従事するものは、其の用心するべきであら

二七一 p341 馬を静める法、村を治める法

論語 爲政篇第一(一三)

「有子曰、禮之用、和爲貴。先王之道、

斯爲美。小大由之。有所不行。……」

。果物が熟して自然に落ちることを、徳の道理で

たが我が「字」を去るだけのこと。

二七二 p342 悪習の遷善、法弊の接ぎ穂

二七三 p343 下流に居ることを悪む

論語 子路第十九(一〇) 「子曰、紂之不善、不如

二七四 p344 孔子が知れぬと答へたる妙味

二七五 p344 かなり努めて善道の人

論語 子路第十九(一四)

子曰、君子、食無求飽、居無求安、敏於事、
慎於言、就有道而正焉。可謂好学也已。

二七〇 p348 才知は道徳に遠い

申不害(BC 317) 戦国時代 韓の田の恵みの。昭侯の
大臣として韓の国力の強化に努めた。その学問は
老荘思想の基につく。刑名を唱えて法家を解く。
韓非子ともい。法家の祖と称せられる。

韓非子 戦国時代の韓の王族で。法家にも属する田の恵みの
公法によつて私権の独占をなさざることを説いた。
申不害とともに荀卿と並ぶ政治のあり方を論じた。
やがて秦王(始皇帝)にその見識を認められ、たが
李斯にわらわす。投獄されて服毒自殺した。
その学問は韓非子の「韓非子」に収められている。

別紙

見本の益軒 日女大学

二五〇
p.323

日女大学 系 34

見本の益軒

(若波書店)

女大学

一 夫、女子は成長して他人の家へ行、舅、姑に仕るものなれば、男子よりも、親の教ゆるがせにすべからず。父母寵愛して恣に育ぬれば、夫の家に行て必、氣随にて、夫に疎まれ、又は舅の誑正しければ、難、堪思ひ、舅を恨、非り、中惡くなりて、終には追出され、恥を曝す。女子の父母、我訓なき事を謂すして、舅・夫の悪きと而曰思ふは、誤なり。是皆女子の親のをしへなき故なり。

一 女は容よりも、心の勝れるを善とすべし。心緒無美女は、心騒しく、眼恐しく見出して人を怒り、こと葉旬に物いひ、さがなく口警て、人に先立、人を恨嫉み、我身に誇り、人を謗笑、われ人に勝り顔なるは、みな女の道に違るなり。女は、唯和ぎ順ひて貞信に、情深く静なるを淑とす。

一 女子は、稚時より、男女の別を正しくして、仮初にも戲たることを見聞しむべからず。古しへの礼に男女は席を同じくせず。衣裳をも同じ処に置す。をなじ所にて浴せず。物を請取わたすことも、手より手へ直にせず。夜行ときは、必、燭を燈てゆくべし。他人はいふに及ばず、夫婦、兄弟にても、別を正しくすべしとな

り。今時の民家は、此様の法を知ずして、行規を乱にして名を穢し、親兄弟に辱をあたへ、一生身を空にする者あり。口惜き事にあらずや。女は、父母の命と媒妁とに非されば、交らず親すと、小学にも見えたり。假令命を失ふとも、心を金石のごとくに堅して、義を守るべし。

一 婦人は夫の家をわが家とする故に、唐土には、嫁を帰るといふ。我家にかへるといふ事なり。親夫の家貧賤なりとも、夫を恨べからず。天よりわれにあたへ給へる家の貧は、我仕合の凶故なりとおもひ、一度嫁しては、其家を出ざるを、女の道とすること、古しへ聖人の訓なり。若女の道にそむき、去るゝ時は、一生の恥なり。されば婦人に七去とて、悪きこと七あり。一には、嫌に順ざる女は去べし。二には、子なき女は去べし。是妻を娶は、子孫相續の爲なれば也。然れ共、婦人の心正しく、行儀よくして妬ごゝるなくば、さらすとも同姓姪の子を養ふべし。或は妾に子あらば、妻に子なく共、去に及ばず。三には、淫乱なればさる。四には、俗氣ふかければさる。五に、癩病などの悪き疾有はさる。六に、多言にて慎なく、物いひ過は、親類とも中惡くなり、家みだるゝものなれば去べし。七には、物を盗む心あるはさる。此七去は、皆聖人の教なり。女は一度嫁して、其家を出されては、假令ふたゝび富貴なる夫に嫁すとも、女の道にたがひて、大なる

等なり。

一 女子は、我家にありては、わが父母に専、孝を行ふ理なり。されども夫の家に行ては、専、嫌をわが親よりも重じて、厚く愛しみ敬ひ、孝行を尽すべし。親の方を重じ、舅の方を輕するごとなかれ。婢の方の朝夕の見まひを剛べからず。婢の方の勤べき業を怠るべからず。若、婢の命あらば、慎行て背べからず。万のこと舅、姑に問て、其教に任すべし。舅、姑もし我を憎み許給ふとも、怒恨ることなかれ。孝を尽して誠をもつてつかゆれば、後はかならず中好なるもの也。

一 婦人は別に主君なし。夫を主人と思ひ、敬ひ慎て事べし。輕じめ悔るべからず。惣じて婦人の道は、人に従ふにあり。夫に對するに、顔色言葉づかひ感慙に謙り、和順なるべし。不忍にして不順なるべからず。奢て無礼なるべからず。これ女子第一の勤なり。夫の教訓あらば、其仰を叛べからず。疑しきことは夫に問て、その下知に隨ふべし。夫問ごと有は、正しく答ふべし。其返答疎なるは、無礼なり。夫若腹立怒るときは、恐れて順べし。怒諍て、その心に逆べからず。女は夫をもつて天とす。返くも夫に逆ひて、天の罰を受べからず。

一 兄公・女公は、夫の兄弟なれば敬べし。夫の親類に誇れ憎まれば、舅、姑の心に戻て、我身の爲にも宜しからず。睦しくす

れば、嫌の心にも協ふ。又、親を親しみ敬ふべし。殊更夫の兄・嫂は、厚くうやまふべし。我昆、姉と同じくすべし。

一 嫉妬の心、勢、殆すべからず。男淫乱ならば、疎べし。怒怨べからず。妬甚しければ、其気色・言葉も恐敷冷しくして、却而夫に疎まれ、見限らるゝ物なり。若夫不義過有は、わが色を和らぎ、声を雅にして、諫べし。諫を聴ずして怒らば、先智をいらゝぎて、夫に逆ひ叛ことなかれ。

一 言語を慎て多くすべからず。仮にも人を辭り、偽を云べからず。人の謗を聞ことあらば、心に修て人に伝へ語べからず。詞を云つたふるより、親類共聞悪くなり、家の内をさまらす。一 女は常に心遣して、其身を堅く謹み護るべし。朝は早く起夜は遅く寝、昼はいねずして、いるの内、事に心を用ひ、織・織・續・緝、怠るべからず。亦茶・酒など多く呑べからず。歌舞妓・小歌・浄りなどの淫れたる事を、見聴べからず。宮・寺など、都て人のおほくあつまる處へ、四十歳より内は、余りに行へからず。

一 巫・覡などのことに迷ひて、神仏を活し近付、狼に折るべからず。只人間の勤をよくする時は、禱らずとも、神仏は守給ふべし。

一人の妻と成ては、その家をよく保べし。妻の行ひ悪く放埒なれば、家を破る。万事儉にして、費を作べからず。衣服飲食なども、身の分限にしたがひ用て、奢ることなかれ。

一 若き時は、夫の親類・友達・下部等の若き男には、打解たる物語、近付べからず。男女の隔を固すべし。如何なる用有とも、若男に文など通はすべからず。

一 身の荘も衣裳の染いろ模様なども、目にたゞぬやうにすべし。身と衣服との穢すして潔なるはよし。勝て清を尽し、人の目に立ほどなるは悪し。只わが身に応じたるを用ゆべし。

一 我郷の親の方に私し、夫の方の親類を次にすべからず。正月・節句などにも、先夫の方を勤て、次に我親の方をつとむべし。夫の許さるには何方へも行べからず。私に人に饋ものすべからず。

一 女は我親の家をば統ず、舅・姑の跡を継ゆへに、わが親より嫌を大切に思ひ、孝行を為べし。嫁して後は、わが親の家にゆく事も希なるべし。増て他の家へは、大形は使を遣して、音聞をなすべし。又我親郷のよきことを修て讀かたるべからず。

一 下部余多めしつかふとも、万の事自辛勞を忍て勤ること女の作法なり。舅・姑の爲に衣を縫、食を調へ、夫に仕て、衣を疊席を掃、子を育、汚を洗、常に家の内に居て、狼に外へ出べからず。

一 下女をつかふに心を用ゆべし。云甲斐なき下臈は留し悪くて智恵なく、心奸敷、物いふこと祥なし。夫のこと、舅・姑・姨のなど、我心に合ぬ事あれば、狼に讒聞せて、それを却而君の爲と思へり。婦人もし智恵なくしてこれを信じては、必恨み出来安し。元來夫の家はみな他人なれば、恨み振き恩愛を捨ること安し。構て下女の詞を信じて、大切なる嫌・姨の親を薄くすべからず。若下女勝れて多言くて、悪き者ならば、早く追出すべし。

ケ様の者は、必ず親類の中をも云さまたげ、家を乱す基となるもの也。恐るべし。又卑き者を使には、氣に合さること多し。それを怒り罵て止ざれば、約々敷腹立こと多して、家の内静ならず。悪き事あらば、折々云教て、誤を直すべし。少の過は、忍て怒るべからず。心の内にはあはれみで、外には行規を固訓て、怠らぬ様につかふべし。与へ恵べき事あらば、財を惜べからず。但我氣に入らると、用にも立ぬ者に、狼に与ふべからず。

一 凡婦人の心様の悪き病は、和氣願さると、怒恨ると、入を誇ると、物妬と、智恵浅きとなり。此五疾は、十人に七八は必あり。是婦人の男に及ばざる所なり。自願戒て改去べし。中にも智恵の浅ゆへに、五の疾も発る。女は陰性なり。陰は夜にて暗し。所以女は男に比るに、愚にて目前なる可然ことをも知らず。又人の許るべきことをも弁へず。わが夫、我が子の災と成べ

き事をも知らず。科もなき人を怨み、怒詭譎、あるひは人を妬にくみて、わが身独立んと思へど、人に憎れ疎まれて、みな我身の仇となることを知らず。最はかなく淺狭し。子を育れ共、愛に溺れて習はせ悪し。斯愚なる故に、何事も我身を謙て、夫に従べし。古の法に、女子を産ば、三日床の下に臥しむるといへり。是も、男は天に仮、女は地に象るゆへに、万のことにつきても、夫を先立、我身を後にし、我なせる事に能ことありとも、誇心なく、亦惡ことありて、人に云るゝ逆も、靜はずして、はやくあやまちをあらため、重て人に謂れざるやうに我身を敬、又人に侮れども、はらたち憤ることなく、能堪て物をおそれ慎べし。如斯心得なば、夫婦の中、をのづから和らぎ、行するながく連そひて、家のうち穩なるべし。

右之条々稚なき時より、よく訓べし。又書付て、折々讀しめ忘るゝことなからしめよ。今代の人、女子に衣服道具などおほく与て、婚姻せしむるよりも、此条々を能おしゆること、一生身を保宝なるべし。

古語に、人よく百万錢を出して、女子を嫁せしむることを知て、十萬錢を出して、子をおしゆることを知らずといへり。誠なるかな、女子の親たる人、此理を知らずんばあるべからず。

益軒貝原先生述